別表六（二十九）　記載要領

1　この表は、法人が震災特例法第17条の３第１項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）、第17条の３の２第１項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は第17条の３の３第１項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち特別給与等の額　⑷」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　⑶」の金額のうち東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第38条第１項（課税の特例）の規定により令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に震災特例法第17条の３第１項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する特定復興産業集積区域内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載すること。

3　「⑶のうち特定給与等の額　⑸」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　⑶」の金額のうち平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号。以下この号において「令和３年改正法」という。）附則第98条第２項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第２条第３項第２号イ（定義）に規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する令和３年改正法附則第98条第２項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載すること。

4　「税額控除限度額　$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は $\left((8)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$　⑼」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、「又は $\left((8)\times\frac{10、15又は20}{100}\right)$」を消すこと。

⑵　震災特例法第17条の３の２第１項（同項の表の第１号に係る部分に限る。）又は震災特例法第17条の３の３第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は」及び「10、15又は」を消し、震災特例法第17条の３の２第１項（同表の第２号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は」及び「、15又は20」を消し、同項（同表の第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$ 又は」、「10、」及び「又は20」を消すこと。

別表六㈢十を削る。

別表六㈢十一の表中

供用年度のリース特別控除額 （別表六（三十二）「６」の供用年度分）

を

供用年度のリース特別控除額 （別表六（三十一）「６」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実額の合計額 （別表六（三十二）「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過
（別表六（三十二）「９」の供用年度分）

施

額

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額 （別表六（三十一）「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額
（別表六（三十一）「９」の供用年度分）

に改め、同表の記載要領第11号⑵中「「基準リース料　$\left((9)\times\frac{60}{100}\right)$ 又は $\left((9)\times\frac{60}{100}\times\frac{35又は50}{100}\right)$　⑽」」を「「基準リース料　$\left((9)\times\frac{60}{100}\right)$ 又は $\left((9)\times\frac{60}{100}\times\frac{35}{100}\right)$　⑽」」に改め、同表を別表六㈢十とする。

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日